

◆ 高等教育の修学支援新制度

湊川短期大学は、高等教育の修学支援新制度の認定機関です。

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項に基づき、申請書を公開します。

[大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（2024）](#)

[大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（2023）](#)

[大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（2022）](#)

[大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（2021）](#)

[大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（2020）](#)

[大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（2019）](#)

制度の詳細については、以下の文部科学省及び日本学生支援機構のサイトをご覧ください。

[文部科学省サイト「高等教育の修学支援新制度」](#)

[日本学生支援機構サイト「奨学金の制度（給付型）」](#)